

課長	課員	担当

備品借用書

備品名	車 椅 子
数量	
使用目的	
使用期間	自 令和 年 月 日 ()日間 至 令和 年 月 日

上記の通り借用致します。

但し、借用期間中に紛失・破損した場合は当方で弁償します。

令和 年 月 日

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会 会 長

住所 _____

TEL _____

氏名 _____

※更新手続きをされる際には、備品をご持参願います(状態確認の為)

車いす貸与について

佐賀市社会福祉協議会

本会は地域福祉を推進する中核的な団体として、住民主体の原則のもと、地域の誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指しており、その一環として一時的に移動が困難になった方が利用できる「車いす」を無償で貸与しています。

車いすの貸与により、以下のような効果を目指しています。

○生活の維持と質の向上

- ・怪我や病気、介護などで一時的に車いすが必要になった場合、高価な車いすを購入せずに済み、経済的な負担を軽減します。
- ・通院や買い物、地域活動への参加など、日常生活を継続するための移動手段を確保し、閉じこもりを防ぎます。

○社会参加の促進

- ・外出が困難な状態から脱却し、地域とのつながりを維持・再構築することを支援します。
- ・一時的に車いすが必要な状態でも、社会の一員として活動し続けることを可能にします。

○地域共助の強化

- ・本会が車いすを貸与する活動は、地域住民が互いに助け合う「共助」の精神を体現しています。
- ・地域の誰もが困ったときに頼れるセーフティネットとしての役割を果たし、地域全体の福祉意識を高めます。

【お願い】

本会が目指すのは、「地域全体の福祉向上」です。車いすの長期間の占有は、本当に一時的な支援を必要としている方の機会を奪うことになりかねません。

福祉用具の継続利用が必要な場合には、介護保険制度などの他の公的な制度への移行をお願いします。これにより、限られた資源を有効活用し、より多くの地域住民に福祉サービスを届けることができます。



上記内容について、了承しました。